第一 国家公務員法の一部改正

一内閣総理大臣の援助等

内閣総理大臣は、 第七十八条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる職員の離

職に際しての 離職後 の就職 の援助及び官民の人材交流 の円滑な実施のための支援を行うものとすること。

(第十八条の四関係)

一 民間人材登用・再就職適正化センターへの委任

内閣総理大臣は、 第十八条の三の規定による権限及び一に規定する事務を民間人材登用・再就職適正

化センターに委任するものとすること。

(第十八条の五関係)

三 民間人材登用・再就職適正化センター

1 内閣府に、 民間人材登用 再就職適正化センター (以下「センター」という。) を置くものとする

こと。

2 センターは、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

1 二の規定により委任を受けた第十八条の三の規定による権限に基づき調査を行うこと。

口 二の規定により委任を受けた第十八条の四に規定する事務を行うこと。

二十二の1及び二十三の1の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

= 五から十一までの規定及び第三章第八節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる

措置について内閣総理大臣に勧告すること。

ホ イからニまでに掲げるもののほ か、 この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた

事項を処理すること。

3 センターの長は、民間人材登用・再就職適正化センター長とし、 内閣総理大臣が国務大臣の中から

指名する者をもつて充てるものとすること。

4 民間 人材登用 再就職 適 正化センター長は、 センターの事務を統括するものとすること。

5 めるときは、 民 間 人材登用 関係行政機関の長に対し、 再就職 適正化センター長は、 資料の提出、 センターの 意見の開陳、 所掌事務を遂行するために必要が 説明その他必要な協力を求め、 あると認 又

は意見を述べることができるものとすること。

6 民間 人材登用 再就職適正化センター長は、 センターの所掌事務を遂行するために特に必要がある

と認めるときは、 5に規定する者以外の者に対しても、 必要な協力を依頼することができるものとす

ること。

7 センターに、民間人材登用・ 再就職適正化副センター長を置くものとすること。

けるものとすること。

8

民間

人材登用

・再就職適正化副センター長は、

民間人材登用

・再就職適正化センター長の職務を助

センターに、所要の職員を置くものとすること。

9

10 内閣総理大臣は、センターの所掌事務の全部又は一部を分掌させるため、 所要の地に、センターの

支所を置くことができるものとすること。

11 3 カゝ ら10までに定めるもののほか、 センターの組織に関し必要な事項は、 政令で定めるものとする

(第十八条の六関係)

兀

再就職等監視・適正化委員会への委任

センターは、二の規定により委任された第十八条の三の規定による権限を再就職等監視 · 適 正 工化委員

会に委任するものとすること。

(第十八条の七関係)

五 再就職等監視·適正化委員会

1 センターに、 再就職等監視・適正化委員会(以下「委員会」という。)を置くものとすること。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

1 四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

口

ハ 五から十一までの規定及び第三章第八節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる

二十二の2及び二十三の2の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

措置について、自ら調査審議し必要と認められる事項を民間人材登用・再就職適正化センター長に

建議し、 及び民間人材登用 ・再就職適正化センター長の諮問に応じ調査審議すること。

二十一から二十三までの規定の遵守のために必要な事項について、 任命権者に指導及び助言を行

うこと。

ホ イから二までに掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた

事項を処理すること。

(第十八条の八関係)

六 職権の行使

委員会の委員長及び委員は、 独立してその職権を行うものとすること。 (第十八条の九関係)

七 組織

1 委員会は、 委員長及び委員四人をもつて組織するものとすること。

2 委員は、非常勤とするものとすること。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとすること。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとすること。

(第十八条の十関係)

八 委員長及び委員

委員長及び委員は、 人格が高潔であり、 職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることが

法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、職員又は特定独立行 政法人の役員(

以下「役職員」という。)としての前歴 (検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者とし

ての前歴を除く。)を有しない者のうちから、 両議院の同意を得て、 内閣総理大臣が任命するものとす

ること。

(第十八条の十一から第十八条の十六まで関係)

九 再就職等監察官

- 1 委員会に、 再就職等監察官(以下「監察官」という。)を置くものとすること。
- 2 監察官は、 委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとすること。
- 1 二十二の3及び二十三の3の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。
- ロ 二十三の5の規定による届出を受理すること。
- ハ 二十七及び二十八の1の規定による調査を行うこと。
- = イ、ロ及びハに掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた

事項を処理すること。

- 3 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、 政令で定めるものとすること。
- 4 3に規定するもののほか、 監察官は、 非常勤とするものとすること。
- 5 監察官は、 役職員としての前歴 (検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての

前歴を除く。)を有しない者のうちから、 委員会の議決を経て、 内閣総理大臣が任命するものとする

(第十八条の十七関係)

十 事務局

委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとすること。 (第十八条の十八関係)

十一 政令への委任

五. から十までに規定するもののほか、 委員会に関し必要な事項は、 政令で定めるものとすること。

(第十八条の十九関係)

十二 幹部職員の定義及び職制上の段階のみなし規定

1 幹部職員の定義は、 内閣府設置法第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、 同法第十八

条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職、 又

はこれらに準ずる官職であって政令で定めるもの (以 下 「幹部職」という。)を占める職員をいうも

のとすること。

2

職制上の段階について、国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる官職

同法第二十一条第 一項に規定する局長及びこれに準ずる官職並びに同項に規定する部長及びこれに準

ずる官職は、 同 0) 職 制 上の段階に属するものとみなすこと。 (第三十四条関係)

十三 任命権者

1 外局の長 (国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあっては、外局の幹部職) に

対する任命権は、 各大臣に属するものとすること。

2 任 命 権者は、 幹部職以外の官職 (内閣が任命権を有する場合にあっては、 幹部職を含む。) の任命

権を、 その部内 の上 一級の 国家公務員 (内閣 が任命権を有する幹部職にあっては、 内閣総理大臣又は 玉

務大臣)に限り委任することができるものとすること。

(第五十五条関係)

十四四 適格性審査及び幹部候補者名簿

1 内閣総理大臣は、 次に掲げる者について、 政令で定めるところにより、 幹部職 (自衛隊法第三十条

の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。 1において同じ。) に属する官職 (同項第二号に規定す

る自 衛官以外の隊員が占める職を含む。)に係る標準職務遂行能力 (同 項第五号に規定する標準職

遂行能力を含む。)を有するか否かを判定するための審査 (以下「適格性審査」という。) を行うも

のとすること。

- 1 幹部 職員 (自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。 1にお いて同じ。
- 口 幹部職員以外の者であって、 幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者とし
- て任命権者 (自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免につ

3及び4において同じ。

が内閣総理大臣に推薦した者

- 十七及び自衛隊法第三十一条の 五. の規定による幹部職員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 公募に応募した者

=

内閣

総

理大臣

が定める一定の行政分野

の幹部職に就くことを希望する者であって、

当該

定の行

7)

て権限を有する者を含む。

- 政分野における職務の遂行に欠くことのできない要件として内閣 総理大臣が定めるものを満たす者
- 2 内 閣総理大臣は、 適格性審査に合格した者について、 政令で定めるところにより、 氏名その他政令
- で定める事項を記! 載した名簿 (以下「幹部候補者名簿」という。) を作成するものとすること。
- 3 内 閣 総理大臣は、 任命権 者の求め がある場合には、 政令で定めるところにより、 当該任命権者 に対
- し、幹部候補者名簿を提示するものとすること。
- 内 閣 総理大臣は、 政令で定めるところにより、 定期的に、 及び任命権者の求めがある場合その他必

4

要があると認める場合に は随 時、 適格性審査を行い、 幹部候補者名簿を更新するものとすること。

5 内 閣 総理大臣 は、 1 から 4 まで 0 権限を内閣官房長官に委任するものとすること。

(第六十一条の二関係)

十五 幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用

1 選考による職員の採用であって、 幹部職 \sim の任命に該当するものは、 任命 権者が、 幹部候補者 名簿

に 記 載されている者であって、 当該任命しようとする幹部職に ついての適性を有すると認めら れ . る者

の中から行うものとすること。

2 職 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 昇任及び転任であって、 幹部職への任命に該当するものは、 任命権者が、 幹部候補者名簿に

記 載されている者であって、 職員の人事評価に基づき、 当該任命しようとする幹部職につい ての適性

を有すると認められる者の中から行うものとすること。

3 国 際機 関 又は民間 企業に 派遣されていたこと等の事情に より、 人事 評価 が 行 わ れてい ない 職 員 のう

ち、 幹部 候補者名簿に記: 載されてい る者の昇任又は 転任であって、 幹部職 \mathcal{O} 任命に該当する のに

ついては、 任命権者が、 2にかかわらず、 人事評価以外の能力の実証に基づき、 当該任命しようとす

る幹部職についての適性を判断して行うことができるものとすること。

(第六十一条の三関係)

十六 内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく幹部職員の昇任等

1

内 閣総理大臣又は内閣官房長官は、 内 閣 の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人

材を登用する必要があると判断するときは、 任命権者に対し、 幹部職員の昇任等 (職員の選考による

採用、 昇任及び転任であって幹部職への任命に該当するもの、 幹部職員の幹部職以外の官職 の転 任

及び降任並びに幹部 職員の 退職 (政令で定めるものに限る。) 及び免職をいう。 以下十六に お 1 7 同

じ。)について、 内閣総理大臣及び内閣官房長官と当該任命権者との協議を求めることができるも

とすること。この場合において、協議が調ったときは、 当該任命権者は、 当該協議に基づいて昇任等

を行うものとすること。

2 任 命権者は、 幹部 職員 の昇任等を行う場合 (1の協議に基づいて幹部職員 の昇任等を行う場合を除

く。)には、 政令で定めるところにより、 あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議 した上で、

当該協議に基づいて行うものとすること。

(第六十一条の四関係)

十七 幹部職品 員 $\widehat{\mathcal{O}}$ 公募

1 幹部職 員 \mathcal{O} 公募 (官職 の職務の 具体的な内容その他当該官職に就こうとする者の参考となるべき事

項を公示して、 当該官職の候補者を募集することをいう。以下十七において同じ。)は、 内閣 総理大

臣 が 2の協議が調ったときに、 又は3の通知を受けたとき、 当該通知又は当該協議に係る幹部職につ

** \ て、 政令の定めるところにより内閣総理大臣が行うものとすること。

内 閣 総理大臣 は 幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合にお いて、

幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、

2

当該

幹部職に

うい

て

とができるものとすること。

3 任命権者は、 前項に定めるもののほか、 幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見

込まれる場合において、 当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは

内 閣 総理大臣 に対し、 その旨を通知するものとすること。

、第六十一条の 五関係

十八 特殊性を有する幹部職 \mathcal{O} 特例

人事院、 検察庁、 会計検査院、 警察庁、外局として置かれる委員会その他の行政機関の幹部職につい

任命権者と協議するこ

て、 その職務の特殊性 に配慮し、 幹部職員の 人事 の一元管理に関する規定の適用除外その他 所要の規定

の整備を行うものとすること。

(第六十一条の六関係)

十九 本人の意に反する降任及び免職の場合

職員を、 人事院規則の定めるところにより、 その意に反して、これを降任し、又は免職することがで

きる場合のうち、 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、 勤務実績がよくない場合に、 幹部 職

員にあっては、 現に就い てい る官職に係る適格性審査に合格しなかった場合を含むものとすること。

(第七十八条関係)

二十 秘密を守る義務

第百条第四項の規定は、 再就職等監視 ・適正化委員会が行う調査について準用するものとし、 この場

合における読替えについて定めるものとすること。

(第百条関係)

二十一 他の役職員についての依頼等の規制

第百六条の二第一項の規定は、 センターの職員が、 その職務として行う場合には適用しない ものとす

ること。

(第百六条の二関係)

<u>-</u> + -在職中の求職の規制

1 第百六条の三第二項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、 センターに委任するもの

とすること。

2 1の規定によりセンターに委任された権限は、委員会に委任するものとすること。

できるものとすること。

3

2の規定により委員会に委任された権限は、

政令で定めるところにより、

監察官に委任することが

4 委員会が2の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認 (3の規定により委任を受けた権限

基づき監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対して

行うことができるものとすること。

(第百六条の三関係)

<u>一</u> 十 三 再就職者による依頼等の規制

1 第百六条の四第五項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、 センターに委任するもの

2 1の規定によりセンターに委任された権限は、 委員会に委任する。

2の規定により委員会に委任された権限は、 政令で定めるところにより、 監察官に委任することが

できるものとすること。

3

4 委員会が2の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(3の規定により委任を受けた権限に

基づき監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対して

行うことができるものとすること。

5 職員は、 第百六条の四第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一 項から第四項までの

により禁止される要求又は依頼を受けたとき (独立行政法人通則法第五十四条の二第一 項におい ,て準

用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。)は、政令

で定めるところにより、 監察官にその旨を届け出なければならないものとすること。

(第百六条の四関係)

二十四 違反行為の疑いに係る任命権者の報告

任 命権者は 職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為(二十一から二十三までの規定に違反

する行為をいう。以下同じ。)を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなけれ

規定

ばならないものとすること。

(第百六条の五関係)

二十五 任命権者による調査

1 任命権者は、 職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該

再就 職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならな

いものとすること。

2 委員会は、 任命権者が行う1の 調査の経過について、 報告を求め、 又は意見を述べることができる

ものとすること。

3 任命権者は、 1の調査を終了したときは、遅滞なく、 委員会に対し、 当該調査の結果を報告しなけ

ればならないものとすること。

(第百六条の六関係)

二十六 任命権者に対する調査の要求等

1 委員会は、二十三の5の届出、 二十四の報告その他 |の事 由 により職員又は職員であつた者 に再就職

等規制違反行為を行つた疑 1 があると思料するときは、 任命権者に対し、 当該再就職等規制違反行為

に関する調査を行うよう求めることができるものとすること。

2 二十五の2及び3の規定は、 1の規定により行われる調査について準用するものとすること。

(第百六条の七関係)

二十七 共同調査

委員会は、二十五の2(二十六の2において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合

において必要があると認めるときは、 再就職等規制違反行為に関し、 監察官に任命権者と共同して調査

を行わせることができるものとすること。

(第百六条の八関係)

二十八 委員会による調査

1 委員会は、二十三の5の届出、二十四の報告その他の事由により職員又は職員であつた者に再就職

等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、 特に必要があると認めるときは、 当該

再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、 監察官に当該調査を行わせることができるもの

とすること。

2 任命権者は、 1 Ø 調 査に協力しなければならないものとすること。

3 委員会は、 1の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、 当該調査の結果を通知しなけ

ればならないものとすること。

(第百六条の九関係)

二十九 勧告

1 委員会は、 二十五の3(二十六の2において準用する場合を含む。)の規定による調査の結果の報

告に照らし、 又は二十七若しくは二十八の1の規定により監察官に調査を行わせた結果、 任命権者 者に

おいて懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、 任命権者に対し、 当該措置 置を

行うべき旨の勧告をすることができるものとすること。

2 任命権者は、 1の勧告に係る措置について、 委員会に対し、 報告しなければならないものとするこ

と。

(第百六条の十関係)

三十 政令への委任

一十四から二十九までに規定するもののほか、 第三章第八節第二款の規定の実施に関し必要な事項は

政令で定めるものとすること。

(第百六条の十一関係)

第二 国家公務員法の一部改正

委員長及び委員の任命

委員長及び委員の資格要件として、 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員 (以下「自衛隊員」という。

としての 前歴 (検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。) を有

しない者であることを追加するものとすること。

(第十八条の十一 関係)

身分保障

委員長及び委員が、 在任中、 その意に反して罷免される場合について、 自衛隊員(一の政令で定める

者を除く。)となつたときを追加するものとすること。

(第十八条の十三関係)

三 再就職等監察官

監察官の資格要件として、 自衛隊員としての前歴 (検察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定

める者としての前歴を除く。)を有しない者であることを追加するものとすること。

(第十八条の十七関係)

第三 内閣法の一 部改正

内閣官房のつかさどる事務に、 行政機関の幹部職員の任免に関しその適切な実施の確保を図るために

必要となる企画及び立案並びに調整に関する事務を追加するものとすること。

(第十二条関係)

内 閣· 人事 ,

- 1 内 閣官房に、 内閣 人事 局を置き、 内閣・ 人事局は第三の一に掲げる事務をつかさどるものとすること。
- 2 内閣人事局に、 内閣· 人事 局長を置くものとすること。

3

内

閣人事局長は、

内閣人事局の事務を掌理するものとし、

内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係

 \mathcal{O} あ る副大臣その他 の職を占める者の中から指名する者をもって充てるものとすること。

(第十六条関係)

三 内 閣· 人事 局 の所掌事務の特例

国家公務員制度改革基本法第二十条の規定により内閣官房において処理することとされている事務は、

国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、 内閣人事局がつかさどるものとすること。

(附則第二項関係)

第四 外務公務員法の一 部改正

在外公館の長たる大使及び公使に対し、 内閣による人事管理機能の強化等を図るため、 所要の規定の

整備を行うものとすること。

第五 自衛隊法の一部改正

自 衛隊員に 対 内閣による人事管理機能の強化等を図るため、 所要の規定の整備を行うものとする

ر ح ک

第六 自衛隊法の一部改正

自 衛隊員について、 離職後の就職に関する規制を導入するとともに、 退職管理の適正化を図るほか、

部の自: 衛隊員の 離職 に際しての 離職後 \mathcal{O} 就職の援助等を行うため、所要の規定の整備を行うものとす

ること。

第七 国家公務員制度改革基本法の一部改正

一内閣人事局の設置

国家公務員制度改革基本法第十一条に規定する法制上の措置について、 同法の施行後一年以内を目途

として講ずるものとする部分を削除すること。

(第十一条関係

二 国家公務員制度改革推進本部の事務

国家公務員制度改革推進本部に関する事務は、 内閣官房において処理するものとすること。

(第二十条関係)

第八

施行 期日

この 法律は、 平成二十二年四月一日から施行する。 ただし、第二及び第六の規定は、 公布 の日 いら起

算して六月を超えない範囲内におい て政令で定める日から施行することとするほ か、 必要な施 行 期 日 を

定めるものとすること。

(附則第 条関係

国家公務員 法 .. つ 部 改正に伴う経 過措置

1 施 行日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日までの 間は、 幹部職に任用され

る者について、第一の十四の2から4まで、 十五及び十六までについては適用しないものとすること。

2 施行日 から起算して三月を超えない 範囲内 において政令で定める日までの 間 は、 幹部職員 \mathcal{O} 公募に

ついて、 第 0) 十四四 $\overline{\mathcal{O}}$ 1 Ø ハ 及び十七につい ては適用しないものとすること。 (附則第二条関係

三 検討

1 政府は、 この法律による幹部職員の任用に関する制度の創設の趣旨を踏まえつつ、 議院内閣制の下、

- 22 -

国家公務員がその役割をより適切に果たす体制を整備する観点から、 事務次官その 他 の幹部 職 員 の位

置付け及び役割について検討するものとすること。

2 政府は、 国家公務員制度改革基本法第十二条の規定に基づき国民に開かれた自律的労使関係制 度を

措置するに際しては、 その実施に必要な権限と責任を有する体制を整備する。 その観点から、 内 閣 人

事 一局その 他の関係 行政機関 \mathcal{O} 事 務 の在り方について検討を加え、 その結果に基づいて、 必要な法制上

の措置を講ずるものとすること。

(附則第九条関係)

るものとすること。

匹

その

他、

この

法律

の施行に伴い

必要となる経過措置等につい

て定め、

関係法

律の規定に

つい

7

整

一備す

(附則第三条から附則第八条、 附則第十条から附則第十九条まで関係)